

# 改正養蜂振興法が平成25年1月1日から施行されます



## 養蜂振興法が改正されたことにより飼育届の提出が必要な対象者が変更されました。

みつばちを飼育する方は、毎年1月31日までに住所地を管轄する県の現地機関(農林事務所)に飼育届を提出してください。

ただし、養蜂業者以外で以下に該当する場合は届出の必要はありません。

- ・農作物等の花粉受精のため、一時的にみつばちを飼育する場合。  
ただし、通年飼育する場合を除きます。
- ・密閉構造の飼育管理設備でみつばちを飼育する場合(研究機関等での飼育など)
- ・反復利用可能な巣脾や巣枠を用いなくて飼育を行う場合で、かつ蜂産品(蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリーの他、蜜蜂も含まれます)を採取しない場合及び販売をしない場合。

届出が必要かどうかご不明な場合は、県庁もしくは最寄の農林事務所にお問い合わせください。

なお、届出に必要な様式は以下の県庁ホームページからダウンロードできます。

URL: <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/yoshiki-download/yoshiki/chikusan/index4.html>

### 注意

セイヨウミツバチ、ニホンミツバチにかかわらず、蜂産品を販売、譲渡する(予定を含む)場合は飼育届の提出の必要があります。

- ・蜂病のまん延防止のために、適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、速やかに最寄の農林事務所・家畜保健衛生所に連絡してください。

窓口	担当	電話
(法律等について)農政部畜産課	養豚・養鶏係	058-272-1111(内2875)
(届出)最寄の農林事務所	農業振興課 (農務・畜産係)	
(衛生管理)最寄の家畜保健衛生所	防疫係	

